

ほうじん会報

2024.7

No. 146

夏号



公益社団法人

上十三法人会

十和田市西二番町4-11 十和田商工会館3F

会長の見聞録！



会長 益川 毅

新緑から初夏へと移ろう頃を迎え、皆様におかれましては如何お過ごしでしょうか？

上十三法人会会長職を拝命してから、早や一年が過ぎようとしております。この間、会員諸兄の皆様、十和田税務署の皆様方、受託会社の皆様方、事務局の皆様方の絶大なるご協力とサ

ポートのお陰で何とか役を務めて来る事が出来ました。今はただ感謝の想いしかありません。それと…会社と家族には迷惑を掛けっ放しでした。(汗)

この一年の間、様々な活動を通じ、また、十和田税務署佐藤署長様からのお話を通じて感じた事を述べさせていただきます。

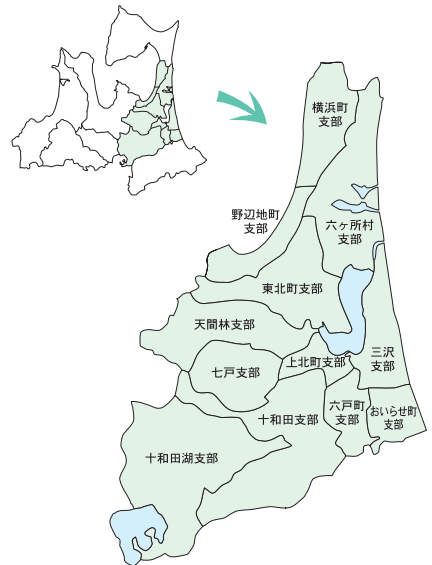
先ず、県内においてもコロナ禍を経て様々な活動が展開され、以前のような活発な動きが再開し、本会にも活気が戻って来ていると実感します。勿論、それに伴う労力と苦労は増大する訳ですが、嬉しい悲鳴と言えるのではないのでしょうか。本会は県内において、地域面積は1番の広さを持ち、会員数は1173社と2番目の規模となっております。それだけではなく、税のまんが税金展や税についての作文、税の絵はがきコンクール開催における各応募数の多さ、さらに「上十三ざ・縁会」での参加者数の多さなど、地域の皆様方の協力的な姿勢が随所に見受けられ、その事を非常に心強く感じ、様々な場面で自分は勇気付けられました。これらは長年に渡る活動の中で培われて来たものだ実感いたします。

本会の目的である会員の積極的な自己啓発の支援、税務知識の普及と納税意識の向上を図りながら、公正な税制と税務行政への寄与に努めて行くのは勿論の事、昨年よりインボイス制度、電子帳簿保存法が始まり、そしてこの6月から定額減税がスタートいたしました。会員の皆様におかれましては、各制度における様々なご意見を吸い上げ、より良い税制に生かして行く役割もごさいます。

最後になりますが、会員数の減少が続いております。各支部におかれましては、『新入会員純増2名！』の目標を立て、何とか実現して頂きたいとのお願いと、今年度も各事業におけるご協力と積極的な参加をお願い申し上げ年度初めの結びといたします。どうぞよろしくごお願い申し上げます。

CONTENTS

- 会長の独り言……………2
上十三法人会会長 益川 毅
- この人に聞く……………3
上北地域県民局県税部長 小林 洋氏
- 十和田税務署だより……………4
- 税理士からのひとことアドバイス……………5
- 定時総会開催……………6
- 青年部会総会……………7
- 女性部会総会……………7
- 本部・支部だより……………7
- 青年部会だより……………7
- 女性部会だより……………7
- スケジュール……………7



■十和田市一本木沢ビオトープ

野生生物が調和した生態系の中で生息できるビオトープが平成18年(2004年)に完成し、蛍、トンボといった昆虫や小動物の観察会、バードウォッチングなど自然と触れ合うことができます。地域の人たちが刈り払いや植樹などを実施し、自然環境を守り伝える活動を行っています。

(太素の水プロジェクトHPより抜粋)

この人に聞く



上北地域県民局県税部長
 小林 洋氏
こばやし ひろし

今年の4月の定例人事異動で、上北地域県民局県税部長を拝命しました小林と申します。十和田勤務は、平成15年からの4年間以来、2度目となります。どうぞよろしくお願いいたします。

公益社団法人上十三法人会の益川会長様をはじめ役員並びに会員の皆様には、県税務行政に対しまして、日頃から格別なる御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、租税教室や講習会等の実施により税務知識の普及や納税意識の高揚に努められているほか、地域企業・地域社会の健全な発展に日々貢献されておりますことに深く敬意を表します。

さて、県では今年度から新たに「青森県基本計画『青森新時代』への架け橋」が始まります。「挑戦」、「対話」、「DX」を基盤とする「AX（アオモリ・トランスフォーメーション）～青森大変革～」を基本理念とし、様々な政策テーマに沿った施策を展開していくこととしています。

当県税部は、その財源となる県税収入の確保に努めています。当地域の県税収入の内訳を見ますと、核燃料物質等取扱税が最も税額が大きく、次いで個人県民税ですが、収入未済額については約9割が個人県民税となっています。

個人県民税の収入未済額を縮減するためには、賦課徴収を行っていただいている市町村との連携が重要です。私は、むつ市役所税務課や青森県市町村税滞納整理機構での勤務経験があり、この時

の知識や経験を活かして市町村と連携、協働していきたいと考えています。

また、県税部では、電話や来客対応、申請や申告の処理、書類の作成など、定例的な業務だけでも一日が過ぎていきます。その中で、職員の気持ちが前向きであれば、一歩踏み込んだ調査や滞納整理となり、県税収入の確保に繋がると思います。職員のワーク・ライフ・バランスの推進と併せ、職員が前向きにその能力を十分に発揮できる職場づくりこそが私の仕事であると考えています。

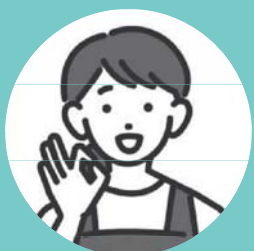
これに関連し、県では今年度から職場ごとに朝礼を実施しています。実施方法はそれぞれで異なりますが、当県税部では週初めに実施し、私からの挨拶、指示や伝達、各課の業務予定等の情報共有を行っています。これが、報告・連絡・相談のしやすい風とおしの良い職場づくりの一助となるよう、運営していきたいと考えています。

最後になりますが、公益社団法人上十三法人会の益々の御発展と、会員の皆様の御健勝並びに御繁栄を心から祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

プロフィール

- 前 職：青森県総務部市町村課副参事
 (青森県市町村税滞納整理機構長)
- 主な職歴：むつ市総務部税務課課長補佐
 青森県総務部税務課指導グループマネージャー
 東青地域県民局県税部納税管理課長
 三八地域県民局県税部次長
- 出身地：八戸市

十和田税務署だより



インボイス制度に関するお知らせ

～消費税が記載された事業者間でやり取りされる請求書の制度～

インボイス発行事業者は**消費税の申告**が必要となります

基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

お問合せの多いご質問についてのコンテンツ



- 「インボイスの記載事項はどんなもの？」
「間違ったインボイスを貰ったらどうしよう？」
こうしたご疑問をお持ちの方は、**「インボイス記載事項チェックシート」**や**「マンガでわかるインボイス記載事項」**をご覧ください。
- その他**お問合せの多いご質問**などについて、国税庁HPで掲載しています。
また、主なものについては、**わかりやすく解説をした動画**も掲載しています。

インボイスの記載に関するコンテンツ



お問合せの多いご質問など



インボイス制度についての一般的なお問合せ先

インボイスコールセンター **0120 - 205 - 553** (無料)
9:00～17:00 (土日祝日及び年末年始を除く)

国税庁HPの**「インボイス制度に関する相談窓口一覧表」**に、補助金、取引上のお悩み、経営など、内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

相談窓口一覧表



税理士からの
ひとことアドバイス



**賃上げ税制で中小企業は控除不足額を
繰越できるようになりました**

田島昌剛税理士事務所
税理士 田島 昌 剛 氏

従来から賃上げ税制制度が設けられていますが、このうち中小企業向けの措置について、令和6年度の税制改正により、賃上げを実施した年度に控除しきれなかった金額（控除不足額）を5年間繰り越して控除ができようになりました。

【改正の概要】

中小企業向けの賃上げ税制は、青色申告書を提出する中小企業者等（資本金1億円以下）で、雇用者給与等が前年と比べて増加するなど一定要件を満たした場合に法人税額から税額控除ができる制度です。

(1) 税額控除の要件と最大控除率（改正後）

<table border="1"> <tr> <th>全雇用者の 給与等支給額 (前年比)</th> <th>税 額 控除率</th> </tr> <tr> <td>1.5%増加</td> <td>15%</td> </tr> <tr> <td>2.5%増加</td> <td>30%</td> </tr> </table>	全雇用者の 給与等支給額 (前年比)	税 額 控除率	1.5%増加	15%	2.5%増加	30%	+	<table border="1"> <tr> <td>教育訓練費 (前年比) 5%増加</td> </tr> <tr> <td>税額控除率 10%上乘せ</td> </tr> </table>	教育訓練費 (前年比) 5%増加	税額控除率 10%上乘せ	+	<table border="1"> <tr> <td>女性活躍 子育て支援 (新設)※</td> </tr> <tr> <td>税額控除率 5%上乘せ</td> </tr> </table>	女性活躍 子育て支援 (新設)※	税額控除率 5%上乘せ	=	<table border="1"> <tr> <td>合計控除率 (最大45%)</td> </tr> <tr> <td>30%</td> </tr> <tr> <td>45%</td> </tr> </table>	合計控除率 (最大45%)	30%	45%
全雇用者の 給与等支給額 (前年比)	税 額 控除率																		
1.5%増加	15%																		
2.5%増加	30%																		
教育訓練費 (前年比) 5%増加																			
税額控除率 10%上乘せ																			
女性活躍 子育て支援 (新設)※																			
税額控除率 5%上乘せ																			
合計控除率 (最大45%)																			
30%																			
45%																			

※令和6年度の改正で追加…くるみん認定以上又はえるぼし認定2段階目以上

(2) 税額控除限度額

適用事業年度の法人税額等×20%

【控除不足額の繰越控除制度の新設】

(1) のとおり、前年比給与等支給額の増加額に対して最大控除率は45%となりましたが、実際には(2) 控除上限額によって切り捨てられている場合があります。また、赤字の場合には、賃上げの税制の恩恵が全くありませんでした。

今回の改正では、この控除しきれない額を5年間繰り越すことができるようになり、制度の恩恵を受けられる可能性が増えました。

ただし、繰越した税額を控除する事業年度において、全雇用者の給与等支給額が前年より増加している場合に限られていますのでご注意ください。

なお、この改正は令和6年4月1日以後から令和9年3月31日までの間に開始する事業年度について適用されます。

【実務上の留意点】

最後に賃上げ税制適用における一般的な留意点を二点ほど述べたいと思います。

一つ目は、事前に準備しなければならないものとして賃金台帳があります。賃上げ税制の計算対象とされる給与は、賃金台帳に記載された支給額を対象にしていますが、正社員は賃金台帳が作成されているものの、パートやアルバイトは作成していないという場合も時々見受けられますので、賃金台帳の整備について再度ご確認ください。

二つ目は、新規雇用などの際に助成金等を取得している場合は、この助成金等を差引いた金額を雇用者給与等支給額として計算することになっていきますので、賃上げ税制の適用の判断の際には、実質的に企業が負担した給与等が対象となることにご留意ください。

その他にも適用にあたっては注意すべき点が多い制度ですが、お近くの税理士ともご相談され適用についてご検討ください。

令和6年度定時総会開催

6月18日(火)十和田市内の「サン・ロイヤルとわだ」で令和6年度第12回定時総会が開催されました。益川会長あいさつの後、令和6年度の事業計画及び予算が報告され、審議では「令和5年度事業報告及び収支決算」が事務局より説明され原案通り承認されました。

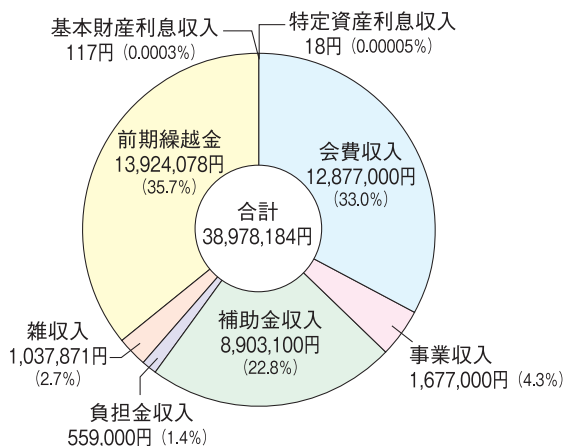
来賓祝辞では十和田税務署署長 佐藤靖志様並びに上北地域県民局県税部長 小林 洋様にご祝

辞をいただき、その後来賓多数参加のもと交流会が開催されました。

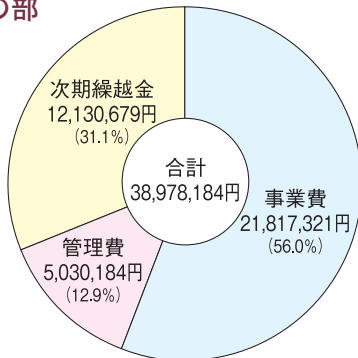


令和5年度収支決算

●収入の部

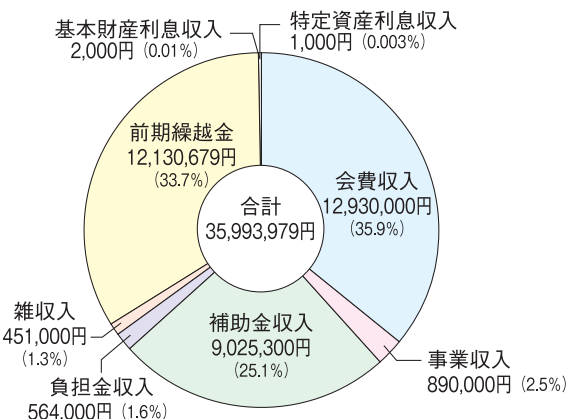


●支出の部

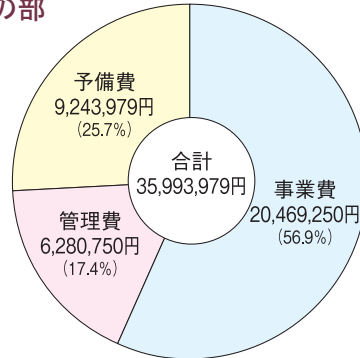


令和6年度収支予算

●収入の部



●支出の部



女性部会より

4月18日(木)、広島県広島市において「法人会全国女性フォーラム(広島大会)」が開催され、当会からは羽賀部会長をはじめ3名が参加した。

「2024 HIROSHIMA 今、みつめなおそう! ~多島美の瀬戸・豊かな里山から~」のキャッチフレーズのもと、全国から1,665名が参加。

フォーラムに先立ち、食品ロス問題ジャーナリスト



の井出留美氏を講師に迎えセミナーを開催し、大会では広島交響楽団音楽総監督の下野達也氏による、「音楽・師との出会い」~今、我々に求められること~の講演会、大会式典、懇親会が行われた。

令和6年度青年部定時総会

5月13日(月)午後4時30分から「サン・ロイヤルとわだ」で第31回定時総会が開催されました。笹淵部会長あいさつの後、事業報告等の議案を審議、役員改選では引き続き部会長に笹淵峰尚氏が選任されました。



また、令和5年度で卒業となった佐藤正樹氏、渋民州一氏、菅岡哲郎氏、田中宏一氏、山田進氏に卒業記念品が渡され、その後、十和田税務署長 佐藤靖志様より来賓のご祝辞をいただきました。総会終了後は交流会が和やかに開催されました。

令和6年度女性部会定時総会

5月20日(月)午後4時30分から「サン・ロイヤルとわだ」で第9回定時総会を開催しました。定時総会前には、今年度税制改正があった所得税の



定額減税について約1時間、十和田税務署担当官をお迎えして説明会を開催しました。

定時総会では、羽賀部会長あいさつの後、事業報告・決算、事業計画・予算案が承認されました。来賓祝辞では十和田税務署長 佐藤靖志様よりご祝辞をいただき、総会終了後の交流会は女性会ならではの賑やかなひとときとなりました。

本部・支部だより

◆本部

- 4月16日(火) 事務担当者会議 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月8日(月) 監査会 (法人会事務所)
- 5月24日(金) 正副会長会議 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月24日(金) 理事会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月28日(火) 決算法人説明会 (十和田奥入瀬合同庁舎)
- 5月29日(水) 決算法人説明会 (三沢市総合社会福祉センター)
- 6月18日(火) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)

- ◆十和田支部 5月15日(水) 定時総会
- ◆六ヶ所村支部 5月23日(木) 定時総会
- ◆十和田湖町支部 6月6日(木) 定時総会
- ◆野辺地町支部 6月7日(金) 定時総会
- ◆横浜町支部 6月13日(木) 定時総会
- ◆おいらせ町支部 6月20日(木) 定時総会
- ◆東北町支部 6月21日(金) 定時総会
- ◆六戸町支部 6月25日(火) 定時総会
- ◆三沢支部 6月28日(金) 定時総会

青年部会だより

- 4月11日(木) 監査会 (法人会事務所)
- 4月19日(金) 役員会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月2日(木) 租税教室 (十和田市立東小学校)
- 5月7日(火) 租税教室 (十和田市立法奥小学校)
- 5月8日(水) 租税教室 (十和田市立南小学校)
- 5月13日(月) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月14日(火) 租税教室 (三沢市立古間木小学校)
- 5月16日(木) 租税教室 (三沢市立上久保小学校)
- 5月23日(木) 租税教室 (十和田市立北園小学校)
- 5月28日(火) 租税教室 (六戸町立大曲小学校)
- 5月28日(火) 租税教室 (十和田市立三本木小学校)
- 5月29日(水) 租税教室 (六戸町立六戸小学校)
- 5月31日(金) 租税教室 (おいらせ町立木内々小学校)
- 6月6日(木) 租税教室 (三沢市立おおぞら小学校)
- 6月21日(金) 租税教室 (十和田市立西小学校)

女性部会だより

- 4月10日(水) 監査会 (十和田市民交流プラザタワー)
- 4月10日(水) 役員会 (十和田市民交流プラザタワー)
- 4月18日(木) 第18回法人会全国女性フォーラム広島大会
- 5月9日(木) 租税教室 (三沢市立三川目小学校)
- 5月20日(月) 税務セミナー 定額減税説明会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月20日(月) 定時総会 (サン・ロイヤルとわだ)
- 5月22日(水) 租税教室 (十和田市立大深内小学校)
- 6月10日(月) 租税教室 (十和田市高清水小学校)

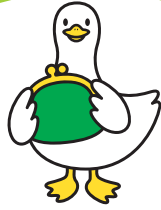
※両部会租税教室時に税に関する絵はがきコンクール募集依頼

7月スケジュール

- 3日(水) 租税教室 (十和田市立沢田小学校)
- 5日(金) 租税教室 (十和田市立藤坂小学校)
- 10日(水) 租税教室 (十和田市立深持小学校)
- 30日(火) 税務セミナー「税制改正について」 (サン・ロイヤルとわだ)

法人会会員企業にお勤めの方は、おひとり様からでも**集団扱**の割安な保険料でご加入いただけます。

がんを含む
病気やケガの備えに



手軽に備える医療保険
EVER
シンプル

●契約年齢●
0歳～
満**85歳**まで
※ご契約内容により異なります。

心配な「がん」の備えに



「生きる」を創る
がん保険

WINGS

必要な保障だけ手軽に備える、自由に選べる医療保険

治療費と諸経費に備える基本保障に加えて、特約で三大疾病^(※1)への備えも

▼基本プラン		保険期間	
月額保障 治療費	治療給付金 病気・ケガによって、つぎのいずれかに該当したとき 入院 4か月型^(※2) 入院をしたとき 入院中の手術 月数無制限 入院中に手術を受けたとき 放射線治療 月数無制限 放射線治療を受けたとき 外来手術 月数無制限 外来によって手術を受けたとき	いずれかに該当した月ごとに1回 同月内に複数の支払事由に該当した場合でも、重複してお支払いしません。 10万円 外来手術のみに該当した月の場合 2.5万円	終身
	疾病入院給付金 災害入院給付金 病気・ケガによって入院をしたとき 1日につき 5,000円	終身	
諸経費	通院給付金^(※3) 入院・手術・放射線治療の前後に、病気・ケガの治療を目的とする通院をしたとき 1日につき 5,000円 往診、訪問診療、オンライン診療および電話診療も保障	終身	

ニーズに応じて付加できます。

三大疾病保険料払込免除特約 (上皮内新生物保障特約付) 免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※1)がん(悪性新生物)、心疾患、脳血管疾患 (※2)支払事由のうち、入院のみに該当した月は、1回の入院についての治療給付金をお支払いする月数に限度(4か月)があります。また、治療給付金の支払限度の型は、1か月型をお選びいただくこともできます。(※3)ご希望により、取り外すことができます。▲三大疾病保険料払込免除特約のがん(悪性新生物)・上皮内新生物の保障開始まで、3か月の待ち期間(保障されない期間)があります。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

保険料払込期間:終身 治療給付金の支払限度の型:4か月型
<三大疾病保険料払込免除特約(上皮内新生物保障特約)>付き
<手術・放射線治療不担保特約>なし <入院給付金不担保特約>なし
<健康祝い金特約>なし 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,566円	3,296円	4,855円	8,285円
女性	3,060円	3,961円	4,590円	6,685円

2023年9月19日現在

幅広い保障で経済的負担をサポートするがん保険

治療前の検査から治療後の外見ケアまで幅広い保障でしっかり備えることができます。

▼治療前の保障		保険期間
精密検査	要精検後精密検査給付金 ^(※4)	検診ごとに1年に1回 2万円 (※5) 10年満期
診断	診断給付金	一時金として がん 50万円 上皮内新生物 5万円
	特定診断給付金 ^(※6)	一時金として がん 50万円
	複数回診断給付金	1回につき がん 50万円 上皮内新生物 5万円
入院	入院給付金	1日につき 10,000円
通院	通院給付金	1日につき 10,000円
治療	治療給付金	受けた月ごと 10万円 ホルモン剤治療のみの場合 5万円
	特定保険外診療給付金 ^(※6) ^(※8)	受けた月ごと 50万円
	がんゲノムプロファイリング検査給付金 ^(※6)	受けた月ごと 10万円
先進医療・患者申出療養	がん先進医療・患者申出療養給付金 ^(※6)	自己負担額と同額(通算2,000万円まで)
	がん先進医療・患者申出療養一時金 ^(※6)	一時金として1年に1回 15万円

さらにニーズにあわせて特約を付加して、保障を強化

外見ケア	〈外見ケア特約〉 外見ケア給付金 ^(※6)	①顔・頭部の手術②手足の切断術 ③髪脱毛症状	1回限り 20万円 1回限り 10万円	(※5) 10年満期
------	-------------------------------------	------------------------	-----------------------------------	------------

特定保険料払込免除特約^(※6) 免除事由に該当したとき以後の保険料はいただきません(保障は継続します)

(※4)所定のがんの検診を受診し、医師の要精密検査の判定により精密検査を受けたときにお支払いします。(※5)所定の年齢まで10年ごとに更新があります。(※6)上皮内新生物は、保障の対象外です。(※7)治療給付金(がん治療保障特約)は、保険期間10年をお選びいただくこともできます。(※8)がん診療連携拠点病院等において、公的医療保険制度の対象とならない所定の手術・放射線治療・抗がん剤治療・ホルモン剤治療を受けたときにお支払いします。▲保障の開始まで2か月の待ち期間(保障されない期間)があります。ただし、告知日から3か月を経過していない場合には告知日から3か月となります。※「責任開始期に関する特約」を付加しない場合は、「責任開始期に関する特約」を付加する場合は、「注意喚起情報」をご確認ください。※ご希望により、記載以外の給付金額の設定などができます。

月払保険料例 集団扱

解約払戻金なしタイプ 保険料払込期間:保険期間と同一
<外見ケア特約><特定保険料払込免除特約>付き 定額タイプ

契約日の満年齢	20歳	30歳	40歳	50歳
男性	2,833円	3,904円	5,702円	8,663円
女性	3,133円	4,255円	5,883円	7,112円

※更新後の保険料は更新時の年齢・保険料率によって決まります。2023年9月19日現在

●「先進医療」および「患者申出療養」は、厚生労働大臣が定める医療技術です。これらは医療技術ごとに適応症(対象となる疾患・症状など)および実施する医療機関が限定されています。また、医療技術・適応症・実施する医療機関は随時見直されます。●退職(退還)後は個別保険料率の保険料に変更となります。◎商品の詳細は「パンフレット」「契約概要」などをご確認ください。

引受保険会社

Aflac
アフラック

青森支社 〒030-0802 青森市本町1-2-15 青森本町第一生命ビルディング9F
法人会用フリーダイヤル ☎ **0120-876-505**
※今後の対応は担当の募集代理店が行います。

資料請求はお気軽にどうぞ!

アフラック 法人会 検索

No.1

アフラック
がん保険・医療保険
保有契約件数

令和4年版 インシュアランス生命保険統計号

法人会がん保険制度
法人会医療保険制度

全国法人会総連合

P23162 AFツール-2023-0322 8月14日